

メロン世界新興国ソブリン・ファンド(愛称: 育ち盛り)
～ブラジルの金融取引税引き上げについて～

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

10月18日、ブラジル財務省は、海外投資家のブラジル・レアル建て債券購入時の為替取引にかかる税金、いわゆる金融取引税 (IOF税) の税率を現行の4.0%から6.0%に引き上げることを発表しました。さらに、短期的な投機行動の抑制を狙い、海外投資家が先物市場で預け入れる証拠金への税率を現行の0.38%から6.0%へ引き上げることも同時に発表しました。当該税率は10月19日より適用されます。当該税率の変更によって新規に購入される債券に関しては当該税率が適用されることとなりますが、現在ファンドで保有するブラジル債券への影響はありません。

【金融取引税 (IOF税) 引き上げの背景について】

ブラジルは2009年10月、海外からの資本流入加速による急激なレアル高を回避する目的で、金融取引税 (IOF税) 率を2.0%とし、本年10月5日には、同税率を4.0%引き上げておりました。世界各国が、米国の金融緩和政策による米ドル安に対する懸念を強める中、ブラジル政府は、海外からの投資を抑制することを目的として、一段と強い措置に踏み切りました。ブラジルの政策金利は、10.75%と高水準であることなどを背景にブラジルへの資本流入は継続しており、前回の金融取引税 (IOF税) 率引き上げ後も、レアルは対米ドルで上昇基調で推移していました。

【今後の運用方針について】

米国の金融緩和政策への懸念が高まりつつある中、ブラジルの経済成長率は主要先進国を上回り、金利水準は他の諸外国よりも高い状態となっていることから、今回の税率引き上げによる市場への影響は限定的であると見込まれます。また今後も更なるレアル高抑制の措置がとられる可能性も考えられます。

ブラジル債券については、ブラジル・レアル建て債券は購入時に課税されるものの、ブラジル経済のファンダメンタルズは堅調に推移すると予想していることから、引き続き魅力的な投資対象であると考えております。

為替 (ブラジル・レアル) についても、魅力的な投資対象と考えております。同国の経済や通貨の動向には、注意を払いながら慎重に投資を行って参ります。

スタンディッシュ社では、引き続き経済情勢や市場動向を注視して運用を行って参ります。

(ご参考)

2010年9月末時点におけるマザーファンドの組入れ比率

ブラジル債券:6.4% ブラジル・レアル:7.5%

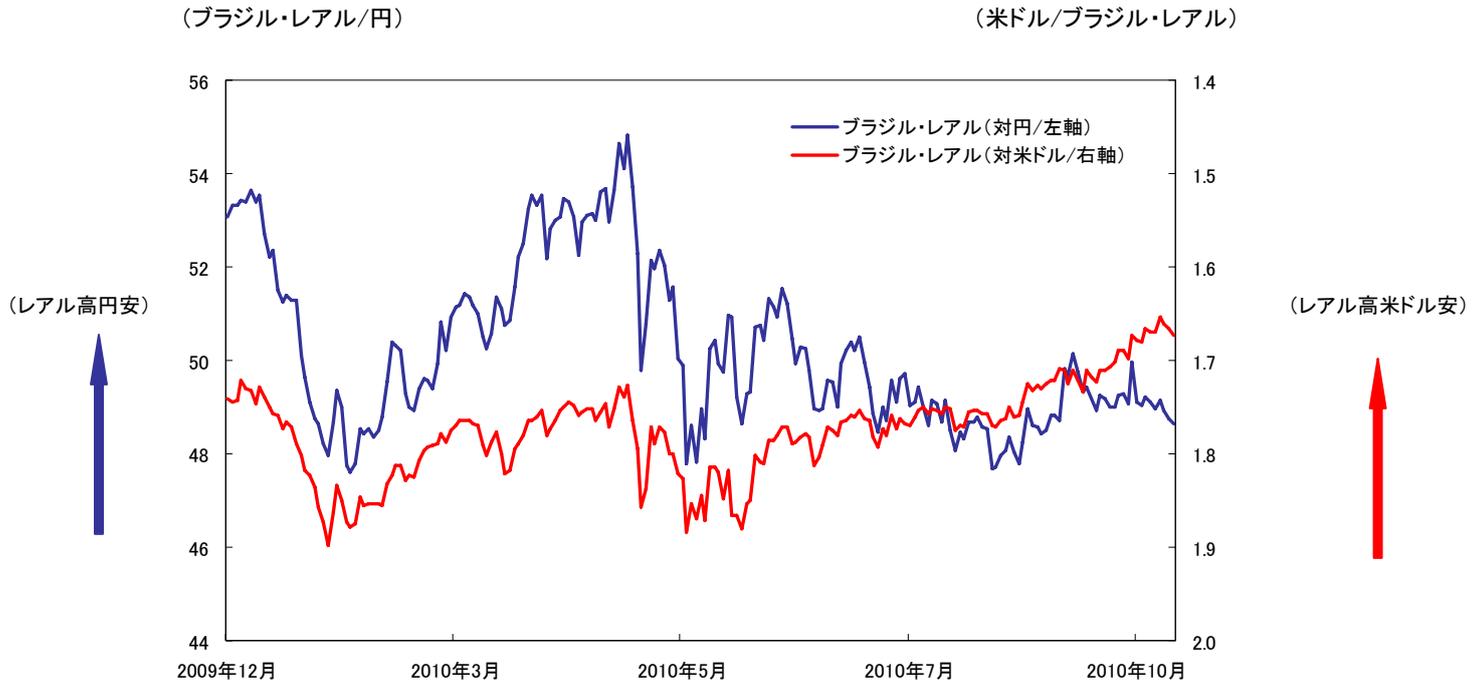
(2010年9月末時点におけるベンチマーク*のブラジル組入比率:債券・通貨とも各6.9%)

※ベンチマークはJPモルガン GBI-EM Diversified 指数 (ヘッジなし、円ベース) です。

以上

【ご参考】

ブラジル・レアル(対米ドル、対円)の推移
(2009年12月31日～2010年10月19日)



出所:ブルムバーグ

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

＜ファンドのリスク＞

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

- 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価額変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

＜お客様にご負担いただく費用＞

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 直接ご負担いただく費用

○お申込手数料:

3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を買付申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

○ご換金手数料:ありません。

○信託財産留保額:ありません。

- 間接的にご負担いただく費用

○信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.7325%(税抜 1.65%)の率を乗じて得た額とします。

○その他の費用

上記のほか、監査費用および信託事務諸費用、当ファンドの組入れ有価証券等の売買に係る売買委託手数料等が、信託財産より支払われますが、これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

- 設定・運用は

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会] 社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会